

## [国民年金について]

日本在住で 20 歳以上 60 歳未満の方は全て、法律で公的年金に加入することが義務付けられています。

そのため、20 歳になったら国民年金に加入しなくてはなりません。

住民票のある市町区村の国民年金担当窓口で加入手続きをしてください。

手続きを怠ると、障害基礎年金や老齢年金の受給対象から外れることとなります。

なお、毎月の保険料納付が困難な学生には、在学中の納付を猶予し、社会人になって在学中の保険料を納付することができる「学生納付特例制度」があります。

詳細は、下記ホームページを確認してください。

○日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

○学生納付特例制度について（申請用紙がダウンロードできます。）

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3896>